

IASB の動向 (2011年8月～2011年10月)

研究員 おかもと たけひろ
岡本 健寛

I. 基準等の公表

IASB が露天掘り鉱山の生産段階における剥土費用の会計処理を明確化 (2011年10月19日)

国際会計基準審議会 (IASB) は、露天掘り鉱山の生産段階における剥土費用の会計処理に関する要求事項を明確化する解釈指針 IFRIC 第 20 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土費用」を公表した。

この解釈指針は、IASB の解釈作成機関である国際財務報告基準解釈指針委員会 (IFRS 解釈指針委員会) において検討されてきたものであり、生産フェーズにおいて鉱石埋蔵資源へのアクセスを得るために露天掘り鉱山から表土を取り除くプロセスで発生する費用 (これを、本解釈指針では「剥土費用」と定義している。) の会計処理に関する実務での取扱いの不統一に対処するため公表されたものである。

本解釈指針では、どのような場合に生産段階におけるそうした剥土費用を資産として認識すべきか、また、その資産を当初及びその後の期間においてどのように測定すべきかを明確化している。本解釈指針は、2013年1月1日以後開始する事業年度から適用され、早期適用も認められる。

II. 公開草案等の公表

1. IASB が IFRS 第 9 号の発効日の変更を提案 (2011年8月4日)

IASB は、IFRS 第 9 号「金融商品」の強制発効日を変更する提案の公開草案を公表した。金融商品プロジェクトにおける他のフェーズ (減損やヘッジ) との間で発効日を揃えるとともに、現在検討中の保険契約に関する新たな基準の適用開始時期なども考慮し、現行の IFRS 第 9 号の発効日である 2013年1月1日を、2015年1月1日とすることが提案されている。

コメント期間は 2011年10月21日までであった。

なお、この延期の提案は、IFRS 第 9 号の強制適用時期のみを変更するものであり、企業はこれまでどおり、IFRS 第 9 号の早期適用を行うこともできる。

2. IASB が投資企業に関する連結の要求事項の免除を提案 (2011年8月25日)

IASB は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」(2011年5月公表) の会計処理の要求事項が免除される別個の種類企業としての、投資企業を定義する公開草案「投資企業」を公表した。

投資企業は、投資目的のみで広範囲の投資家

から投資をプールする企業であると一般的に理解されている。IFRS 第 10 号では、投資企業がその投資先を支配している場合には、連結することを要求している。しかし、IFRS 第 10 号に関する審議の段階で、一部の投資家から、こうした取扱いについて、投資価値の評価に必要な情報が提供されないとの懸念が示されていた。このような懸念に対処するため、本公開草案では、企業が投資企業として適格となるために満たすべき要件を提案している。

当該要件を満たし投資企業となる企業は、投資先を連結するのではなく、その投資を純損益を通じて公正価値で会計処理することが要求されることとなる。公開草案では、このような投資について、その性質及び種類に関する開示の要求も含んでいる。

このプロジェクトは、IASB と米国財務会計基準審議会 (FASB) の共同プロジェクトとして取り組まれている。両審議会の提案はおおむね一致しているものの、FASB は、この投資企業 (FASB の場合は「投資会社」) における会計処理を、投資企業の親会社にも引き継ぐ方向で検討している。なお FASB は、2011 年 10 月 21 日に本件に関する公開草案を公表した。

コメント期限は、2012 年 1 月 5 日であり、本提案が採用されれば、最終的には IFRS 第 10 号に組み込まれ基準化されることが予定されている。

3. SME 導入グループが中小企業向け IFRS に関する Q&A 形式での 5 つの指針案についてのコメントを募集 (2011 年 9 月 28 日)

中小企業 (SME) 向けの IFRS に関する諸問題に関し、IASB を支援する SME 導入グループは、中小企業向け IFRS について、Q&A 形式による 5 つの指針案を公表した。これらの指針案は以下の項目を扱っている。

- 「中小企業向け IFRS」の公表前に終了する

財務報告期間への、「中小企業向け IFRS」の適用

- 「過大なコスト又は努力 (undue cost or effort)」及び「実務上不可能な (impracticable)」の解釈
- 「中小企業向け IFRS」を適用する企業に対し、特定の取引や条件の下で、フルバージョン (通常) の IFRS の規準を一部使用することを要求する法域で作成された財務諸表の、「中小企業向け IFRS」への準拠性
- 「中小企業向け IFRS」における原則からの逸脱
- 法令が財務諸表のフォーマットを規定している法域で作成された財務諸表の、「中小企業向け IFRS」への準拠性

これらの Q&A のコメント期限は、2011 年 11 月 30 日までであった。

4. IASB が IFRS 第 1 号における政府融資の会計処理の修正を提案 (2011 年 10 月 20 日)

IASB は、IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の修正案を、一般のコメントを求めするために公表した。この修正案は、初度適用企業が IFRS への移行時に市場金利よりも低利の政府融資をどのように会計処理するのかを示している。

採用された場合、この修正は、初度適用企業に対して、既存の IFRS 財務諸表の作成企業が IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」を適用する場合に与えられるのと同じ救済措置を提供することになる。

Ⅲ. IASB 会議、IFRS 解釈指針委員会

IASB の会議は、ロンドンの IASB 本部 (9 月)、及びノーウォーク (10 月) で以下のとおり開催された。

- 通常会議（2011年9月19日～23日、IASBとの合同会議）
- 通常会議（2011年10月19日～20日、IASBとの合同会議）

また、IFRS 解釈指針委員会の会議は2011年9月8日～9日にロンドンのIASB本部で開催された（詳細については、本誌174頁の「IFRS 解釈指針委員会の活動状況」を参照いただきたい。）。

IV. その他のIASB 関連会議

- 2011年8月5日 金融商品ワーキング・グループ会議（ロンドン）
- 2011年9月15日～16日 世界会計基準設定主体（WSS）会議（ロンドン）
- 2011年10月12日 資本市場諮問委員会との会議（ロンドン）
- 2011年10月24日 保険ワーキング・グループ会議（ロンドン）

なお、WSS 会議の詳細については、本誌139頁の「2011年 世界会計基準設定主体（WSS）会議報告」を参照いただきたい。